

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (21)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (21)

第三章 国民の権利及び義務

——「国民の権利及び義務」の概要と条文の説明——

憲法第35条も、人身の自由の一種だと言われています。「刑事上手続きの保障」に位置します。(3-①を参照)

憲法第三十五条 【 住居の不可侵 】

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ侵されない。

② 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

1. 語句説明

侵 入・・・立ち入るべきでない所に、不法に入り込むこと。

捜 索・・・さがしもとめること。犯罪の証拠や犯人を発見するために、家宅・身体などを強制的に取り調べたり、さがしたりすること。

押 収・・・裁判所や捜査機関などが被疑者から証拠物件または没収すべき物を差し押さえること。

格 別・・・それぞれ別であること。

2. 条文説明

私生活の基盤である「住居」等の対する不可侵を保障した条文です。

捜索・押収は、捜索する場所、押収する物が明示された各別の令状によります。令状は「正当な理由」に基づき「権限を有する官憲」によって発せられなければなりません。

てきとうな推量・憶測による捜査は許されません。

また、1項では、令状主義の例外として「第33条の場合」を挙げています。つまり、憲法第33条によって適法に逮捕される場合（現行犯逮捕、緊急逮捕及び令状逮捕）には、令状によることを要しません。

なお、警察官による所持品検査が許されるのかという問題で、判例（最判昭53. 6. 20）は、「所持品検査は、職務質問の付随行為として、相当と認められる限度において許される」としています。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.